

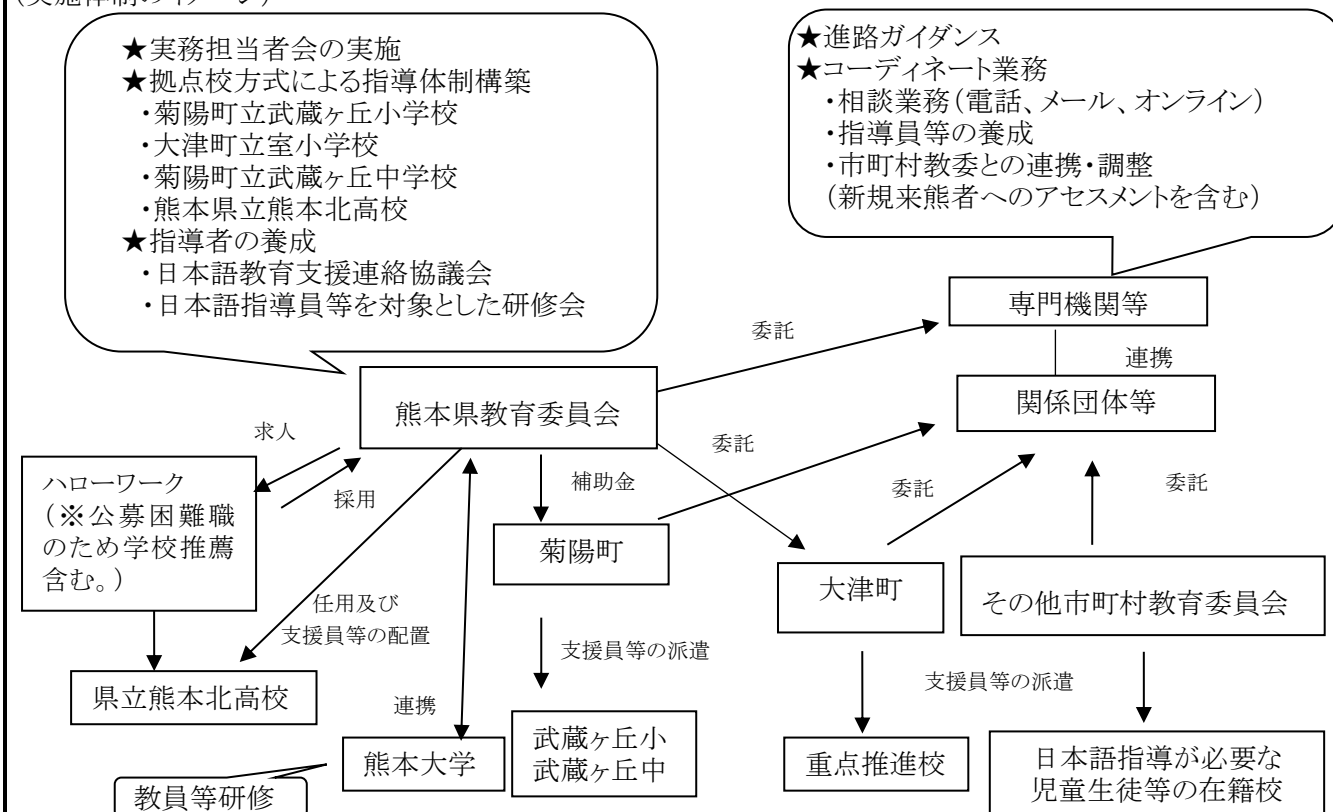
令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【熊本県】

令和8年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

(実施体制のイメージ)



○日本語教育支援連絡協議会(のべ125名程度)

- ・県教委担当審議員・主幹・指導主事、各教育事務所担当指導主事、市町村教委担当者
- ・日本語指導が必要な児童生徒在籍校教員
- ・日本語指導コーディネート事業委託業者
- ・NPO 法人等関連団体
- ・日本語指導を専門とする関係団体代表者

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

○日本語教育支援連絡協議会

市町村教育委員会等の行政対象と教員対象に分け、日本語教育に関する情報共有や体制整備に向けた意見交流等を実施

○モデル地域における運営協議会・連絡協議会の実施

地域における体制整備に向けた現状と課題の整理並びに専門家等からの助言をもとに協議

(2) 学校における指導体制の構築

○小・中学校については、受入拠点校における日本語指導が必要な児童生徒の受入体制を強化・支援するため、日本語指導に係る教職員の加配による人的支援等を実施するとともに、希望する支援員等に対する研修を実施

○県立高校では、通訳(多文化共生マイスター)3名を配置

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 「特別の教育課程」の作成・実施状況調査の実施
- 拠点校等における特別の教育課程による日本語指導の実施

(4)成果の普及

- 日本語教育支援連絡協議会において、県内の状況説明、実践発表や意見交流を実施
- モデル地域において、重点推進校の取組や町での取組を地域へ発信

(5)学力保障・進路指導

- 日本語指導が必要な生徒と保護者及び学校関係者を対象に、進学に関する必要な情報を提供するため説明会を複数言語(中国語、英語、韓国語等)で実施

(8)高校生等に対する包括的な教育・支援

- 県立高等学校において、受入校に多文化共生マイスター(通訳)を配置

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

①日本語指導ができる支援員の名称及び人数	②児童生徒等の母語が分かる支援員の名称、対応言語及び人数
名称: 日本語生活支援員 人数: 2人 日本語指導員 人数: 4人 日本語指導相談員 人数: 1人	名称: 多文化共生マイスター(通訳) 3人 対応言語: 中国語 日本語指導相談員 1人 対応言語: 中国語

(12)親子日本語教室の実施

- 日本語指導モデル地域事業として大津町で「大津 外国ルーツの親子勉強会」を実施
自己紹介、オノマトペクイズ、ジェスチャーゲームや相談おしゃべりを通して、困っていること等について語りあう

(13) 日本語指導コーディネート事業

- 電話等による相談窓口を設置し、多言語で対応できる体制を整え、チラシや特設サイトを広く周知
- 関係市町村教育委員会の支援員等を対象とした研修の実施
- 日本語能力の把握を行っていない児童生徒に対するアセスメントの実施とフィードバック
- 市町村教育委員会の求めに応じアセスメントを実施した児童生徒への支援に係る会議への参加
- 相談のあった市町村や学校への日本語指導員等の派遣についての相談対応

3. 成果と課題 成果○ 課題●

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- モデル地域が実施した運営協議会や連絡協議会により、運営方法の具体的なモデルが構築できた。
- モデル地域の実践を県内の他地域へと段階的に広げていく必要がある。

(2)学校における指導体制の構築

- 小・中学校では、モデル地域の教育委員会が研修を実施したことで、域内の教職員の知見が高まり、関係者同士の連携も深まったことで、外国ルーツの児童生徒の受入れ体制構築につながった。
- 高校では、通訳3名が連携することで、指導体制が強化され、外国人生徒の学習環境の整備につながった。
- 日本語指導体制整備の拡充には、人材並びに人材育成が喫緊の課題であり、日本語支援が必要な児童生徒が増加した場合、通訳等の人員確保とそれに係る予算確保が課題となる。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 拠点校や重点推進校における特別の教育課程による指導により、当該児童生徒の実態に応じた初期指導の充実が図られている。
- 外国から来る児童生徒の多言語化や多様化に対応すること。また日本語と教科を統合した指導の在り方についても理解を深め、各学校での実践につなげていく必要がある。

(4)成果の普及

- 学校の担当者や市町村教育委員会の担当者、県内で日本語指導に携わる関係団体の代表者へ県内の状況を伝えることができた。また、モデル地域の取組もメディア等で紹介されたことで、多文化共生や日本語指導の重要性を広く周知できた。
- 日本語指導に関わる関係者だけでなく、全ての市町村や学校関係者へより具体的に発信していく必要がある。

(5) 学力保障・進路指導

○外国籍の保護者は日本の入試制度を母語で理解し不安を解消することにつながった。

●来熊者の多言語化が進む中、母語での対応には限りがある。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

○通訳のサポートをとおして、安定した学校生活を送ることができており、日本の大学進学に向けて落ち着いて学習に取り組むことができる。

●受入校が普通高校であるため、日本内外の難関大学等への進学を希望している場合、校内の教科担当者と携した指導体制を構築する必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○児童生徒一人一人の実態に応じた指導形態が可能となり、より効果的に日本語能力を身に付けることができる。

●人員の確保が課題であった。多言語化に対応できるような体制整備が必要となってくる。

(12) 親子日本語教室の実施

○参加者からは「楽しかったから、またやってほしいです。」という感想があり、主催者としても県としても実施の重要性を確認した。

●より多く人の参加を促すために周知の方法や期間を検討していく。

(13) 日本語指導コーディネート事業

○コーディネート事業を外部機関へ委託することで、適切な支援につなげたり、ニーズに即した研修を実施したりすることができた。

●本委託事業は、予算の関係で委託期間に空白が生まれるため、空白期間の相談等にも対応できるようにしていく必要がある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0人 (0園)	18人 (6校)	8人 (3校)	0人 (0校)	4人 (3校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		9人 (2校)	2人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

○日本語指導力向上を図るため、教員等対象の研修を拡充する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。